

めざすべき看護体制・京都

1. 病棟

○めざすべき看護体制（病棟）

- ・2007年に参議院で請願採択された「日勤は患者4人に看護師1人、夜勤は患者10人に看護師一人以上を基本とする。
- ・8時間労働で生体リズムに合った正循環勤務とするため、「夜勤のための勤務免除」を設け、勤務間隔12巻以上、週32時間労働とする。
- ・完全週休2日制と諸休日・休暇を完全取得できる体制とする。
- ・夜勤は、3交替5人体制で、月6日（当面8日以内）とする。
- ・1看護単位は40床とし、病床数は現状の医療体制を前提として試算する。

* 休みを保障する指数

完全週休2日制、諸休日・休暇の完全取得、「夜勤のための勤務免除」のための指数

休みを保障する指数 = $365 \div (365 - \text{夜勤のための勤務免除}52 - \text{土日}104 - \text{祝休日}16 - \text{年末年始}5 - \text{夏季休暇}3 - \text{生休}13 - \text{年休}20) \approx 2.40$

* 1看護単位（40床）の看護職員必要数

日勤患者4人に看護師1人、5人夜勤体制に必要な人数

$(\text{準夜}5 + \text{深夜}5 + \text{日勤}10) \times \text{休みを保障する指数}2.4 + \text{師長}1 = 49\text{人}$

* 夜勤日数

師長を除く48人を夜勤稼働人員と考えると

31日の月 $(\text{準夜}5 + \text{深夜}5) \times 31 \div 48 \approx 7\text{日}$

* 看護職員必要数

医療施設の全病床数：32,779床（病院：一般22,588床、精神5,862床、結核183床、感染36床、有床診：一般467床、療養25床）

京都の必要数 = $49\text{人} \times (32,779\text{床} \div 40\text{床}) \approx 40,154\text{人}$

2. 外来・手術室・透析

○めざすべき看護体制（外来）

- ・病院外来患者15人に対し看護職員1人、診療所外来患者30人に対し看護職員1人。
- ・小児科、処置や検査の多い耳鼻科・眼科などはプラス α の配置が必要。
- ・内視鏡、放射線科、カテ室等は、安全の観点から患者1人に看護職員2人を基本に考える。
- ・救急外来は、救急患者10人に看護職員1人以上とする。交代制勤務とし、夜間も複数の看護職員を配置する。

* 休みを保障する指数

休みを保障する指数 = $\text{年間診療日数} \div (365 - \text{年間休日} \cdot \text{休暇日数})$

= $(365 - \text{日曜}52 - \text{祝休日}16 - \text{年末年始}5) \div (365 - \text{土日}104 - \text{祝休日}16 - \text{年末年始}5 - \text{夏季休暇}3 - \text{生休}13 - \text{年休}20)$

= $292 \div 204 \approx 1.43$

* 看護職員必要数

病院外来患者数：36.4千人

一般診療所外来患者数：72.8千人

病院外来 = $36.4\text{千人} \div 15\text{人} \times \text{指数}1.43 \approx 3,470\text{人}$

診療所外来 = $72.8\text{千人} \div 30\text{人} \times \text{指数}1.43 \approx 3,470\text{人}$

○めざすべき看護体制（手術室）

- ・医療法・診療報酬で看護職員の配置基準を明確化すること。
- ・労基法違反の宿日直勤務や拘束・待機制はやめ、交代制勤務とすること。
- ・手術台1台につき最低3人の看護職員を配置し、施設の状況に合わせてプラス α とする。
- ・休暇や諸権利を保障するための指数を加えた人員配置を行うこと。

○めざすべき看護体制（透析）

- ・看護必要度が高くなっており、安全性の点からも複数体制が必要である。
- ・休暇や諸権利を保障するための指数を加えた人員配置を行うこと。

3. 訪問看護

○めざすべき看護体制（訪問看護）

- ・待機時間は概ね16時間程度であり、待機回数を月4日以内に制限する
- ・夜間待機の身体的・精神的負担をふまえ、待機明けの休み（勤務免除）を保障できる体制が必要。
- ・患者と看護師、双方の安全の観点から、複数での訪問体制の確保が必要

* 休みを保障する指数

待機明けの勤務免除を設け、諸休日・休暇を保障するため、指数は病棟と同じ。
 休みを保障する指数 = 2.40

* 看護職員必要数

訪問看護ステーション（H31）：288事業所、1カ所当たり訪問看護師数：5.0人（府保健医療計画H35目標：340事業所、5.5人）
 複数訪問体制10人×指数2.40×288事業所≒6,912人

4. 介護・福祉

○めざすべき看護体制（介護・福祉）

- ・特養施設看護職員等の待機の負担などを考慮した体制確保
- ・待機明けの休み（勤務免除）を保障できる体制。
- ・休暇や諸権利を保障するための指数を加えた人員配置を行うこと。

* 休みを保障する指数

待機明けの勤務免除を設け、諸休日・休暇を保障するため、指数は病棟と同じ。
 休みを保障する指数 = 2.40

* 看護職員必要数

介護保険施設等就業者数： 3,359
 その他の介護福祉施設等： 947
 (3,359人+947人) × 2.4 ≒ 5,631人

5. 保健所・市町村・学校養成所

* 休みを保障する指数

休みを保障する指数 = 稼働日数 ÷ (365 - 年間休日・休暇日数)
 = (365 - 土日104 - 祝休日16 - 年末年始5) ÷ (365 - 土日104 - 祝休日16 - 年末年始5 - 夏季休暇3 - 生休13 - 年休20)
 = 240 ÷ 204 ≒ 1.17

* 看護職員必要数

保健所・市町村・学校等就業者数 664
 664人 × 1.17 ≒ 776

6. めざすべき看護体制・京都（全体）

病棟	40,000 人
外来	7,000 人
訪問看護	7,000 人
介護保険関係等	6,000 人
保健所・市町村・学校等	1,000 人
合計	61,000 人